



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- \*43 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)..... 1
- \*44 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 2
- \*45 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)..... 3

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第33条の2関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第1条及び第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公衆浴場において男女を混浴させないこととする年齢をおおむね7歳以上とすることとしました。(第6条関係)

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

## 条 例

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第43号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（情報提供等記録の提供先への通知）</p> <p>第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（情報提供等記録の提供先への通知）</p> <p>第33条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）<u>第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）<u>第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（特定個人情報の提供）</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第45号

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第6条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(24) 略</p>	<p>第6条 一般公衆浴場の営業者又は管理者は、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>(24) 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。